

令和4年度重点行政監査 「災害対策資機材等の調達及び管理状況について」 結果報告書（概要版）

1 監査の目的

近年、地震や集中豪雨等の災害が全国で頻発し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されており、ひとたび巨大地震が発生すれば、本県でも広範囲にわたり甚大な被害が想定されていることから、災害対策の重要性がますます高まっている。

本県では、災害時の応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、広島県地域防災計画において「災害対策資機材等の備蓄等に関する計画」（以下「備蓄計画」という。）を定め、平常時から災害対策資機材等を備蓄している。

備蓄計画において、①備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定する、②備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある、③県は、原則として市町への緊急支援を目的として備蓄に努める、などと規定されている。

災害対策資機材等の品目及び数量は、県以外が備蓄するものも含め、「広島県地域防災計画附属資料」（以下「附属資料」という。）に記載され、そのうち県が備蓄の実施主体となっている災害対策資機材等については、「広島県備蓄物資取扱要領」（以下「取扱要領」という。）、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」、「広島県水防計画書」（以下「水防計画」という。）に基づいて確保・保管されている。

そこで、災害時に災害対策資機材等が適切に供給され、県民の安全・安心が確保されることを目的として、県が備蓄している災害対策資機材等の確保及び管理状況等について監査を行った。

2 監査の対象

(1) 監査対象

備蓄計画等に基づき県が備蓄している災害対策資機材等

(2) 監査対象機関

附属資料に記載された、災害対策資機材等を管理している所属及び保管場所

3 監査の着眼点

- 災害対策資機材等は適切に確保されているか。(品目・数量)
- 災害対策資機材等は適切な場所に保管され、機能が維持されているか。(保管場所)
- 災害対策資機材等は災害発生時に迅速に活用できるよう管理されているか。(点検・訓練)

4 監査の実施内容

- (1) 本庁関係部局に対する聞き取り調査
(危機管理監, 健康福祉局, 土木建築局, 警察本部)
- (2) 防災拠点施設及び地方機関等に対する実地調査 (18 か所)

5 監査委員意見

(1) 全体的所見

近年, 線状降水帯による局地的な集中豪雨が全国で多発しており, 本県においては, 平成 26 年 8 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨などにより甚大な被害が生じている。また, 関東から九州の広い範囲で大きな被害が発生するとされる南海トラフ地震は, 政府の地震調査委員会による今後 30 年以内の発生確率が 70%~80%と切迫した状況にあり, そのような中, 県の災害対策資機材等が迅速に活用できるよう適切に管理されていることは重要である。

今回, 県が備蓄している災害対策資機材等について行政監査を行った結果, 備蓄計画等に沿って, おおむね適切に行われていることを確認したが, 一部に課題が見受けられた。

今後, 大規模な災害の発生が懸念される中, 県においては, 県民の生命・財産を守り, 安心・安全が保たれるよう, 公的備蓄のさらなる充実と機能の維持, 災害時の即応性などの確保に努めていく必要がある。また, 各部局の公的備蓄の状況を一元的に把握し, あるべき状態が維持されるよう県全体の備蓄に関するマネジメントを強化するとともに, 県民に対して分かりやすく情報提供していくことが望まれる。県の関係機関においては, 今回の監査結果を踏まえ, 災害対策資機材等の適切な備蓄に努めていただきたい。

(2) 指摘事項, 改善を求める事項及び検討要請事項 (個別事項)

「監査の目的」等のおおむね監査した限りにおいて, 次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

水防計画で定められた水防資機材, 作業員その他の輸送を確保するための輸送計画が樹立されていなかった。また, 管内の水防管理団体に輸送経路図を提出させていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所, 西部建設事務所呉支所, 西部建設事務所廿日市支所, 西部建設事務所安芸太田支所, 西部建設事務所東広島支所, 東部建設事務所, 東部建設事務所三原支所, 北部建設事務所, 北部建設事務所庄原支所)

【改善を求める事項】

ア 令和 4 年度附属資料において, 令和 4 年 4 月 1 日現在の状況として記載されている防災関係資機材の数量が, 備蓄物資台帳上の数量ではなく, 取扱要領で定められた備蓄必要量となっていた。

また、附属資料に記載されている資機材の規格や数量が実際と異なっていたほか、昭和48年に大竹市に貸し付けたオイルフェンスは、平成9年度に返納され処分の手続が行われていたものの、附属資料の記載を削除していなかった。

当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、附属資料に記載する内容は備蓄必要量ではなく、実際に保有する数量・規格にするとともに、情報の正確性を期する必要がある。(危機管理監危機管理課)

イ 倉庫の周囲に雑草が生い茂り、資機材の搬出に支障をきたすおそれがあるものや、屋根や壁に穴や隙間が生じているにもかかわらず、十分な修繕等が行われていない倉庫があった。保管場所として継続して確保する必要がある倉庫については、本庁と連携して、適切に修繕等を実施する必要がある。(西部建設事務所呉支所、北部建設事務所庄原支所)

【検討要請事項】

ア 県が備蓄すべき災害対策資機材等を定めた規程のうち「取扱要領」については、危機管理監に対する令和4年7月の調査後、同年11月の見直しにより、地域住民用の防災関係資機材について、大規模地震を想定した備蓄を行わないことなどが決定されているが、この見直しについて、緊急支援先である市町との意見交換や情報共有はされていなかった。

今後予測される大規模災害に際して県の備蓄物資が有効に活用されるよう、平時から県と市町が緊密に連携し、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で、適切な品目と数量を設定するよう検討していただきたい。また、その上で不足する資機材については速やかに補充していただきたい。(危機管理監危機管理課)

イ 平成30年7月豪雨災害の際、支援物資として全国から届けられたビニールシートについて、有効活用を図るよう検討していただきたい。(危機管理監危機管理課)

ウ 令和元年度広島県水防計画書において、輸送経路や輸送計画をあらかじめ樹立するよう改正し、令和元年7月17日付けで各建設事務所等に、同月19日付けで各市町等に、改正後の水防計画を送付した際、通知文に主な改正点の記載がないなどのことから、建設事務所等に対し周知が十分図られていなかった。重要な改正を行う場合は、関係機関に対し改正内容が確実に周知される方法を検討していただきたい。(土木建築局道路河川管理課)

エ 資機材の保管場所が、災害時に被災するおそれがある区域内にあるものがあり、水防計画に定める、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための輸送計画を作成する際は、保管場所の被災のおそれを考慮したものとしていただきたい。(土木建築局道路河川管理課)

オ 江田島市大柿町の水防倉庫については、備蓄物資の量に対して1階の保管スペースが不足しており、資機材の点検や発災時の搬出作業に支障を来すことが懸念される。備蓄品目や数量の必要性を検討した上で、2階の空きスペースを活用するなど、

適切な管理が行われるよう検討していただきたい。(西部建設事務所)

カ 府中市上下町の水防倉庫は福山市に所在する東部建設事務所が管理している。倉庫の鍵は東部建設事務所のみが管理しており、水防管理団体（府中市）からの提供要請への即応性に欠けるおそれがあるため、倉庫の予備鍵の貸与等について検討していただきたい。(東部建設事務所)

キ 警察本部のように随時訓練を実施している機関がある一方、平成 27 年を最後に訓練を実施していない機関があった。訓練等は緊急時に資機材や備蓄物資等を迅速に搬出する上で重要と考えられることから、資機材や備蓄物資等の搬出訓練等の定期的な実施を検討していただきたい。(危機管理監危機管理課，健康福祉局健康危機管理課，土木建築局道路河川管理課)